

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

長柄町（以下「甲」という。）と千葉市（以下「乙」という。）は、長柄町内に発生した地震その他の災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）として乙の所有する施設（千葉市少年自然の家）を利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第2条 乙は、避難所等として利用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書（第1号様式）を甲に提出するものとする。

2 甲は、施設の範囲を住民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、周辺住民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所等として開設することができる。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に住民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（災害時開設した場合における避難所等の管理）

第5条 災害時開設した場合における避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その際、乙及び乙の所有する施設（千葉市少年自然の家）管理者と適宜情報交換、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、乙から緊急時に備えるため、避難所等の鍵を預かり適正に管理するものとする。

3 甲は、避難所等運営組織について書面をもって乙に通知するものとする。

4 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する甲の職員を適切に配置するものとする。

5 甲は、情報伝達手段を確保し、避難者に適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

6 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

（費用負担）

第6条 災害時開設した場合における避難所等の管理運営に係る費用及び避難所等として運営することに起因して生じた損害のうち、乙の責めに帰さないものについては、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書(第3号様式)により期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、避難所等の開設の必要が無くなったと判断した場合には、乙が早期に千葉市少年自然の家において行う通常の事業を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の速やかな解消に努めるものとする。

(避難所等の閉鎖)

第9条 甲は、避難所等を閉鎖する場合は、乙に避難所等閉鎖届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(防災備蓄倉庫の設置)

第10条 甲は、災害時に必要な防災備蓄倉庫を、乙の承認の下に設置し管理するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 千葉県長生郡長柄町桜谷712番地
長柄町
長柄町長 成嶋 尚武

乙 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人